

兵士の由緒と農民の由緒

—18世紀ハンガリーのヤースクン社会—

秋山晋吾

はじめに

- I ヤースクン特権
 - II 農奴化と軍事奉仕
 - III 買戻しと社会変化
- おわりに

はじめに

ハンガリーの農民世界にとって16世紀から17世紀までのいわゆる三分割期は二面的な意味を持つ時期として描かれてきた。1514年のドージャ農民戦争の敗北とヴェルベツイ・イシュトヴァーンによる慣習法体系『三部法書』の編纂は、農民層を貴族層に完全に従属させ、「土地に縛られた」「世襲農奴」とする法的枠組みをつくりだした。また、1526年のモハーチの戦いでオスマントルコに対するハンガリー王国軍の大敗と、1541年のブダ陥落を経てもたらされたハンガリー王国の三分割（ハプスブルク・ハンガリー王国、トランシルヴァニア侯国、オスマントルコ）によって、とくにドナウ川沿いのハンガリー中央部のオスマントルコ領において、戦争、略奪、農地の荒廃と流通網の破壊による人口の激減と村落の放棄が進行したとされてきた。その一方で、この時代は、法的に強化されたはずの領主貴族層による農民支配が実践面では弛緩することで、農民県（parasztvármegye）などと呼ばれる村落による自立的な地域秩序維持機構が生成した。また、人口の流動化によって市場町の人口増とその発展がもたらされたと同時に、武装した流民集団ハイドゥー（hajdú）が侯国軍や貴族軍の重要な戦力となり、16世紀初頭からハンガリー大平原東部に定住地を与えられて軍役を担う自由農民となっていったことも、指摘されている¹⁾。

このような16-17世紀ハンガリー農村史の二面性

に対して18世紀は、オスマントルコの後退、ハプスブルク世襲君主制の法制化、それにともなう全国議会や県（vármegye）を基盤とした貴族層の権力の形骸化と中央集権化が進行する時代として、つまり国制と社会が一元化していく過程として捉えられる傾向が強い。そのなかで、三分割期を対象として指摘される農民の自立化の問題圏はこの時代には捨象され、農村社会の研究は、系統的に史料が保存されている大所領経営の分析に移っていく。これは、ハイドゥーなど自由農民層の再農奴化や、農奴賦役の規定を試みた1760年代の土地台帳整備（úrbérrendezés）を農奴負担の強化と理解することで、いわば「遅れてきた農場領主制」の創出の時代として18世紀を描く傾向を帯びていく²⁾。

ただ、18世紀の地域社会の自律性の問題圏は、在地平貴族の共同所領（közbirotokosság）、県、ハイドゥー管区やヤースクン管区などの自由管区（szabad kerület）への関心の強化によって近年注目され始めている³⁾。また、これまで農奴搾取の強化（大所領支配の効率化）として捉えられてきた1760-70年代のマリア＝テレジアによる土地台帳整備に関しても、こうした評価を覆す研究はまだほとんど見当たらないものの、整備時の農民の証言（村ごとに提出された9カ条の現状質問への報告）が近年資料集として積極的に出版されている状況は、農民の自律性の問題圏への関心の高まりとみることもできるだろう⁴⁾。こうした傾向には、近年の地方文書館・博物館の研究・出版体制の整備が寄与しているところが大きいといえる。

筆者は、18世紀初頭にハイドゥー町としての特権を剥奪されて軍役を担う自由農民から農奴となったハンガリー東部ビハル県の町村が、世紀後半から所領単位の町村連合体を基盤に領主からの自立性を強

化し、世紀末期に「兵士としての自由」の記憶（由緒）を動員しながら自由農民としての特権の回復を求める運動を展開した過程を分析したことがある⁵⁾。そこで明らかにしたのは、18世紀の「安定した」領主支配と国制の枠組みに適応しながら、17世紀の戦乱を背景として獲得した軍役特権を再発見し利用することで自らの自立性を正統化しようとする農民の試みであった。

このような18世紀における農民の自立化と軍役特権のかかわりは、ビハル・ハイドゥー町と同様に対オスマン戦争終了後のハプスブルク支配の全土展開のさなかの1702年に特権を剥奪されて農奴身分となつたヤースクン町村にも見出すことができる。ハンガリー大平原西部（ドナウ川左岸からティサ川左岸一帯）に点在するヤースクン（あるいはヤースとクン）町村は、農奴化ののち、中世以来の国王からの特権付与を根拠とした数度にわたる請願、オーストリア継承戦争での軍役負担を経て、1745年に農奴負担の自己買戻しによって軍役を負う自由農民としての身分を回復した。この過程は、高額な買戻し資金を町村内で調達することが可能となつたヤースクン農民の経済的自立が軍役の由緒と結びついたものであったが、同時に、買戻し資金拠出の有無が世紀後半に農民内部の階層分化を深化、固定化していく契機ともなつた。すなわち、軍役の由緒が上層農民の地位保全の手段として制度化されていくことになるのである。

ヤースクン社会の研究は、バーンキネー・モルナル・エルジェーベトによる自治制度研究⁶⁾、バギ・ガーポルやボトカ・ヤーノシュによる軍役負担の研究⁷⁾をはじめ、個々の町村のモノグラフの編纂⁸⁾など、ヤース=ナジケン=ソルノク県文書館を中心に、とくに1990年代以降大きく進展し、町村自治と農民の階層分化の関係が集中的に明らかにされてきている。また、バーンキネー・モルナル、スイラージ・ミクローシュなどによるヤースクン住民の「自意識(öntudat)」の研究は、階層分化の進行にともなう由緒の内容変化についての示唆をも与えている⁹⁾。本稿は、これら最近の研究成果をもとにしながら、ヤースクン村落のひとつであるラツハーザ (Lacháza, 現在のキシュケンラツハーザ Kiskunlacháza) の史

料も用いて、18世紀ハンガリーにおける農村社会と由緒の変容を跡づけてみたい。

I ヤースクン特権

本稿が対象とする18世紀ヤースクン町村 (jászkun helységek) の枠組みは、クン人 (kun) あるいはクマン人 (Cumanus) と呼ばれるチュルク系遊牧民がハンガリー王国に到来した13世紀までさかのぼることができる。11-12世紀に黒海沿岸地方に居住していたクン諸氏族は1239年に西進してきたモンゴル軍に敗れ、ハンガリー国王ベーラ四世の招きで王国内に入った。ハンガリー貴族層の反対をうけて数年後にハンガリーを離れたクン諸氏族は最終的に、モンゴル軍の侵入と撤退の後の1246年に再び王国内に招き入れられ、ドナウ川とティサ川間、ティサ川以東などに土地を与えられて定住した¹⁰⁾。また、14世紀初頭の史料にはじめて登場するヤース人 (jász) は、クン人とともにハンガリーにやって来たのか、それともその後に到来したのかなど出自には不明な点が多いが、このころにはクン人と密接な関係を持っていたとされている¹¹⁾。

ハンガリー国王がクン人（とヤース人）を王国に招き入れたのは、その軍事力を国王直属の兵力として利用するためであった。実際、モンゴル軍進入後にアールパード朝が断絶したのち、王国内の基盤が脆弱なアンジュー朝のカーロイ=ローベルト、ラヨシュー一世、また、ルクセンブルク朝のシグ蒙ドなど、14世紀から15世紀初頭の国王が展開した対内・対外戦争で彼らは国王軍の主軸をなしていた¹²⁾。

このような国王に対する軍役を基礎とするクン人とヤース人の法的地位は、1279年のラースロー四世の勅令「クン法令 (Kun törvény)」¹³⁾を端緒とする勅令・法律によって規定されていく。15世紀には、軍役と王国税負担の義務、関税・通行税の免除、在地の法廷（座 [szék]）を単位とした自治、副王 (nádor) に従属することによる貴族層の領主権の排除などを内容とする特権の枠組みが形成された¹⁴⁾。そしてこの過程は、彼らの軍事的重要性の低下とともに軌を一にしていた。

16世紀中頃からの王国の三分割期には、ヤース人とクン人の地はその大半がオスマン帝国占領地に編

入された。このことは軍役の形骸化と農民への転換、そして地域的自治の強化に帰結することになる。オスマン帝国占領地の町村は帝国とハンガリー王国双方から課税されていたが、1570年代のヤースクン地方でも、オスマン帝国への納税とともに、王国に対しても、王国の防衛ラインに位置していたエゲル城砦に、農地に課せられる税（cenzus）と十分の一税、運搬役、駐屯軍仕官に対する贈物、酒類販売税などを納めていた¹⁵⁾。こうした農奴村落への没落ともみえる過程は、しかし一方で地域の自治権の明確化を伴っていた。ブダ、ソルノク、ハトヴァンの各サンジャークに編入されたオスマン帝国占領地ではヤース人とクン人の座自治が維持され、王国側もフェルディナンド一世が1552年の特許状で、座の司法権を認め貴族層の介入を排除した従来の特権を追認した¹⁶⁾。17世紀初頭には、各地の座は、ティサ川東部のナジクン（大クン）、ドナウ川・ティサ川間のキシュクン（小クン）、ヤースの3地域に統合され、世紀半ばにはそれぞれが管区（districtus, kerület）と呼ばれるようになっていった。これは、3管区が貴族の県の徵税権に服さないことを明確化するものであると同時に、副王（これが空位の際は王国財務局）の司法権の及ぶ範囲を確定するものでもあった。1682年のリポート（レオポルト）一世による王令は、これら3管区からなるヤースクン管区（Jászkun kerület）を成立させ、県の権限を排除し、副王を通じた王権への一元的帰属を完成させたのである¹⁷⁾。

17世紀末にいたるヤースクン社会の変化についても確認しておかなければならない。ひとつは、住民の持続性である。特権の維持や民俗慣行・言語の残存とされるものを根拠として、三分割期末までヤース人、クン人の末裔がこの地の住民の大部分を占めたと論じる研究者もいるが¹⁸⁾、17世紀のヤース管区の徵税台帳を分析したフォドル・フェレンツは、世紀末期の記録に記載された村落人口に占める「入植者」の割合が40-80%にのぼることから住民の大半が三分割期に入れ替わったと結論する¹⁹⁾。また、同じくヤース管区の16-17世紀の徵税台帳と教会簿冊を詳細に分析したコチシュ・ジュラは、オスマン帝國占領初期ではなく16-17世紀転換期に一時大規模な人口流出を経験したのち、17世紀初頭から再入植

が行われたとし、これが移出した住民の帰還なのか新住民の流入なのかを確定することは留保しながらも、世紀前半にはかなりの人口の流動性があったことを明らかにした²⁰⁾。また、これは18世紀中頃を対象にした研究だが、1744年に再入植が行われたキシュクンフェーレジハーザ（キシュクン管区）の入植者の出身地を分析したバーンキネー・モルナルも、入植者の46%がヤースクン管区以外の出身であることを明らかにしている²¹⁾。また、入植者と既着者間の階層差もみてとれない²²⁾。これらのことから、17世紀末に確立したヤースクン管区の特権的位置づけは、13世紀にハンガリーに到来したクン人、ヤース人の人的連続性に基づくものではないということができる。

また、三分割期初期の16世紀後半におけるヤースクン管区の農業生産に関しても、オスマン帝国占領地において一般的に言われているような荒廃ではなく、周辺地域の生産水準を上回る農業地帯として、（17世紀については史料の欠落のために明確にはできないが）17世紀末にもその水準を維持していたことが、コチシュの研究などで明らかになっている²³⁾。このような状況が、ヤースクン管区に対する軍役の重要性の低下と税負担の強化の背景となったのである。それと同時に、管区の形成と副王への帰属という法的地位の一元化は、貴族層（県）による課税の試みに対する住民の闘争の成果であった一方²⁴⁾、ヤースクン管区住民が王権に対して軍役を担う「異民族」集団から納税の義務を負う自由農民へと変容し、国制に編入されていったことを表しているのである。17世紀末までのこの変化が、1702年のヤースクン管区の売却に帰結することになる。

II 農奴化と軍事奉仕

1686年にブダがオスマン帝国から奪還されたのと相前後して、ヤースクン管区もハプスブルク・ハンガリー王国に再編入された。そして1701年に、この地を国王の軍事力によって征服された地域とみなしたリポート一世によって、ヤースクン諸特権は廃止され、住民は、それまで課されていた国税に加えて領主権に基づく封建諸負担を義務化された農奴身分となつた²⁵⁾。さらに翌1702年、国王はヤースクン管

区の領主権を50万フォリントでドイツ騎士団に売却し、ここに中世以来はじめて領主制が導入された。ドイツ騎士団の領主権は、1703年のラーコーツィ・フェレンツの解放戦争の開始によって一時的に実効性を失うが、1710年にはドイツ騎士団は再び代官を派遣し徴税を開始する²⁶⁾。1731年には領主権はペシュト廃兵院 (Pesti Invalidus Ház) によって購入され、その領主権が1745年まで継続することになる²⁷⁾。

ドイツ騎士団とペシュト廃兵院による領主権行使は、領主直営地が形成されなかつたため、司法権と徴税権に限定された。領主役人は、高等裁判権 (pallosjog) を行使する領主裁判と徴税を行う代官 (adminisztrátor)，3管区それぞれを担当する領主検事 (urasági ügyész) と徴税官 (adószedő) のみで、ヤースクン管区の自治は高度に維持された。町村役人である首席判事 (föbíró)，参審員 (esküdt) は住民によって選出され²⁸⁾、3管区それぞれの区長 (kapitány)，管区全体の管区長 (alkapitány) も町村役人たちによって選出された²⁹⁾。初級裁判権と中級裁判権はそれぞれ町村と管区が担い、農地割替や住民からの徴税も引き続き町村が担つたため、自治権の行使に関しては領主権の設置以前との根本的な変化はなかった。

ヤースクン管区において、領主権設置以前と以後で大きく変化したのは、税額と税の類型、人口と農業生産、そして軍役の役割である。1699年には副王税 (nádori cenzus) として管区全体で3489フォリントであった税負担が、ドイツ騎士団が領主権を行使しはじめた直後の1702年には総額2万7887フォリントに増額された³⁰⁾。ペシュト廃兵院への売却後の1734年には、十分の一税・領主賦役・肉類販売権などの領主税請負料 (földesúri árenda) としての3万3910フォリント、軍税 (hadiadó) としての3万7014フォリントの支払いに加え、近隣のソルノクに駐屯する王国軍に対して麦2123メーレー (約13万リットル) を拠出している³¹⁾。一方、領主支配期の人口と農業生産の拡大も顕著である。キシュケン管区では、1735年から45年の10年間で戸数が611から1374に倍増したうえ、家畜数も4倍から5倍 (たとえば肉牛が2292頭から1万1720頭) に増加した³²⁾。このよう

に、18世紀前半の領主支配下のヤースクン管区は、税額の増大をこうむりながら、それを負担しうる農業・牧畜業の成長と大量の人口流入を経験していたのである。

封建諸負担の金納を背景にした高度な自治を維持した農奴町村のこのようなあり方は、18世紀ハンガリーのとくに大平原において広くみられたものだが³³⁾、ヤースクン管区を特徴づけるのは、国王への軍事奉仕である。国王による領主権設定によって法的に農奴町村となったヤースクン管区に対して国王がなぜ軍役を維持したのかはこれまでの研究でも明らかにされていないが、16—17世紀の三分割期に重要性を失っていたヤースクンの軍事力が、18世紀の特権廃止と農奴化と平行してその重要性を回復するのである。

貴族あるいは特権管区に対する軍事動員 (insurrectio) がヤースクン管区へ適用されたのは、ラーコーツィ・フェレンツ侯の軍勢に1600の騎兵・歩兵を供出した1703年が最初だが、これは、前年の管区売却をラーコーツィが撤回したことを受けた特権管区としての軍事奉仕であった³⁴⁾。しかし、1710年に領主権が実効力を回復したあとも、農奴町村としてのヤースクン管区に対しては繰り返し軍事奉仕が課せられることになる。1716—18年のオスマン・ハプスブルク戦争、1735年に大平原のベーケーシュ県を中心に起きた農民蜂起の鎮圧、さらには1740年からのオーストリア継承戦争に、数百から数千の騎兵・歩兵を供出した³⁵⁾。このように農奴町村としての軍役を受けた住民側の意図としては、これによって軍税の減免を得ることを期待したとも考えられるが³⁶⁾、それにともないヤースクン特権の意味内容が大きく変容する契機ともなったのである。すなわち、農奴町村としての地位からの脱却、あるいは特権の回復の根拠として、三分割期に忘却されていた軍事奉仕の重要性が再発見されたのである。

ヤースクン特権の回復あるいは再構築は、1745年の自己買戻しに帰結することになるが、その過程で重要な役割を担つたのが、1715年の法律、上述の軍事奉仕、そして特権の再発見である。まず、ラーコーツィ解放戦争終結後最初のハンガリー王国全国議会は、ヤースクン住民の要求を受けて、国王によるヤー

スケン管区の売却が全国議会の承認を得ていない非法的な処置であったことを認定し、ドイツ騎士団の世襲領主権を否定して、売却総額50万フォーリントを王国財務局と全国議会が返却するまでこれを貸与領地とすることを決議した（1715年法律第34号）³⁷⁾。しかし実際には、財務局も全国議会も資金を返却しなかったため、領主権が破棄されることはなかった。しかし、全国議会が領主権の不当性をまがりなりにも明言したことは、ヤースケン住民にとって、買戻しによる特権回復という選択肢が提示されたということも意味していた。住民たちは、全国議会がドイツ騎士団への支払いを実際に行う意思がみられないことから、1718年と1728年に副王と全国議会に対して、全国議会が支払うべき25万フォーリントを管区住民が自ら負担することを提案している。そして、1729年の管区集会では、その資金の一部として管区が20万フォーリントの借入を行うことが決議されている³⁸⁾。このような領主権の不安定さは、管区自治の存続の要因となったと同時に、軍事奉仕を担う動因となったことができる。

18世紀前半の農奴化、軍事奉仕、そして買戻しによる特権回復という発想の出現は、中世の特許状の「再発見」という現象をも引き起こすことになった。前章で触れた1279年の「クン法令」である。この特許状は、その後繰り返し出されることになるクン人の特権の最初期のものとされている。「クン法令」は、実際には1279年6月23日の日付を持つ「クン第一法令（Első Kun Törvény）」と、同年8月10日付けの「クン第二法令（Második Kun Törvény）」の2つの文書からなる。今まで、研究者の大半は、「第一法令」を特許状の草案、「第二法令」を特許状そのものとして扱い、おもに後者に依拠してクン特権の起源を論じてきた³⁹⁾。「第二法令」で規定されている事項は以下の7点である。すなわち、1. クン人は副王の高等裁判権に属すること、2. クン人内部の事項については独自の裁判権が認められること、3. クン人は王国の貴族と同様に戦時には自ら国王の軍勢に加わる義務を負うこと、4. クン人は自らの軍勢以外の駐屯費用を負担する義務がないこと、5. 宛行を受けた定住地を貴族地と同様に所有・用益する権利を持つこと、6. クン人の下から逃亡した奴

隸はクン人に返還されること、7. クン人はキリスト教信仰を受容し教会の活動を推進すること⁴⁰⁾である。

「第二法令」はこのように、クン人が副王を介して国王に直属し、司法・土地所有において自治を持ち、国王に対して個々人が軍事奉仕の義務を負うという、王国貴族と同等の地位を、クン人に総合的に与えたものとされている。しかし、「第二法令」の真正性については疑問を提起する研究者もいる。クリング・ミクローシュが1932年に論文ではじめて疑惑を提示して以来⁴¹⁾、最近（2000年）ではペレンド・ノーラが2つの文書の文体と法令の発布に関わった教皇特使の史料などの分析をもとに、「第一法令」が唯一の「クン法令」であり（すなわちこれは「草案」ではない）、「第二法令」は18世紀に作成された偽文書であると主張している⁴²⁾。その根拠として、「第一法令」はヴァティカンの文書館に1338年の写しが現存しているが、「第二法令」に関してはハンガリー国立文書館に所蔵されている18世紀に作られた「写し」が最古の版であること、さらに「第二法令」への言及は13世紀以降のいかなる文書にも登場せず、はじめてこれに言及したのが、1730年出版の地誌書であることをあげている。これらをもってペレンドは、「第二法令」がヤースケン管区の特権回復運動の文脈のなかで偽造されたものであると結論づけるのである⁴³⁾。

ペレンドの論争的な主張は、ヤースケン特権の研究を根本から問い直すものだが、広く研究者に受け入れられているわけではないだろう。しかし、バーンキネー・モルナールは2005年に刊行された（主に18-19世紀を扱った）研究書でペレンドの議論に賛同し、クン人が貴族と同等の身分を個人の水準で与えられたという「第二法令」の内容は、14世紀の他の証書の内容と矛盾することを指摘している⁴⁴⁾。ペレンドによって提起された議論が今後どのような展開をみせるかについて、筆者はコメントする能力を持たない。しかし、これが偽文書であるか否かにかかわりなく、18世紀前半のヤースケン住民による封建諸負担の自己買戻し運動のさなかにこの中世文書が「再発見」されたこと、そして、運動のなかでこの文書が重要な意味を持ったことは、確かである

といえよう。すなわち、国王への軍事奉仕と引き替えに内的自治を認めるという「第二法令」の内容は、ヤースクン住民の特権回復の主張と強い親和性をもっていたのである⁴⁵⁾。このような、三分割期に忘却された軍事奉仕を基盤とする特権の意味内容の変容が、1745年の買戻し特許状(*redempcionális levél*)にも色濃く反映されることになる。

III 買戻しと社会変化

オーストリア継承戦争が勃発した直後の1741年1月にハンガリー貴族に対する一般軍事動員(*általános insurrectio*)が布告された。これに応じてヤースクン管区は騎兵400人を供出し、シレジア戦線に出兵した。ヤースクン騎兵の数は、第二次シレジア戦争が始まった後の1745年初頭には1000人に膨れ上がった⁴⁶⁾。こうした状況のなか、1745年5月6日、ヤースクン管区の自己買戻しに関する国王マリア＝テレジアの特許状が発せられるのである。

買戻し特許状で国王は、ヤースクン住民が「最近のタール人の侵入」(1716–18年ハプスブルク・オスマン戦争)、「プロイセン王のシレジア侵攻」(オーストリア継承戦争)などに際して、「軍馬と武器と軍服を見事に装備した騎兵」で国王の下に馳せ参じたことを賞賛し、管区売却総額にあたる50万フォリントと領主が管区に投じた費用に相当する額(当初1万5000フォリントだったが最終的には8万8000フォリント)を支払うことを条件に、クン人とヤース人が「歴代の王から与えられた諸特権」を復活させた。さらに、今後も継続的に1000人の騎兵を国王の下に派遣することとともに、貴族の軍事動員の際の軍事奉仕を義務づけた。これにより、ヤースクン管区の住民は領主権の下から解放され(5条、6条)、住民は「上中下すべての層が」特権を享受し(7条)、高級裁判権は副王にゆだねられるが(1条、4条)、初級・中級裁判権は各管区(ナジクン、キシュクン、ヤース)が自由に選出する参事会が担い(9条)、管区と副王以外のいかなる裁判権も管区住民には及ばないこと(3条)、住民はハンガリー国内で関税・通行税の免除を享受すること(2条)などが規定された⁴⁷⁾。

買戻し総額58万8000フォリントは、管区集会

(*generális congregatio*)の決定で管区内の4町と22村に、町村域面積や住民数に応じて割り当てられた。最も高額の割り当てを受けたのはヤースベレーニの6万3150フォリント、最も少ないフェルシェーセントジェルジュで4750フォリント、ラツハーザは9900フォリント(のちに増額され1万400フォリント)であった⁴⁸⁾。この総額は当初、管区あるいは町村が借入れによって1745年に支払い、その後各町村が住民から徴収し、支払い額に応じて用益地を分配した。

ラツハーザでの住民からの買戻し金(*redempcionális pénz*)徴収は1745年秋から始まった。同年11月に122人が支払いを請け負い、12月に68人、翌1746年2月には61人が実際に請け負った額の一部を支払った⁴⁹⁾。支払請負額は10フォリントから280フォリントまでさまざまだった。ただ、ラツハーザが借入金をすべて償却するのは1753年のことであるので、請け負った住民が実際に支払いを完了するには数年間かかったと思われる⁵⁰⁾。ヤースクン管区全体の買戻しの完了は、1765年であった⁵¹⁾。個々の住民が請け負った買戻し額の算出基準は町村の参事会が設定し、その額に応じて町村内の耕地および牧草地を配分した⁵²⁾。これにより、管区内の農地は、買戻し農(*redemptus*)の世襲所有地となり、土地共同体による割替えが消滅していくのである⁵³⁾。

この買戻しの過程は、特許状に明記された管区住民の平等な特権の享受という原則を当初から有名無実化し、町村内の住民階層を再編することになった。このことは、1745年の買戻し前後の徵税簿における住民の分類方法から明らかである。ラツハーザの買戻し前の徵税簿では、住民は階層の差異にかかわりなく列挙され、小屋住みに関してのみ名の前にその旨(sellerまたはsell.)が注記された。たとえば、1745年には、総計120人の家長のうち、10人が小屋住みとされていた⁵⁴⁾。これに対して、買戻しが開始された(各家長の買戻し金請負額が設定された)あの1748–49年の徵税簿では、新しい住民分類が出現する。そこに記載された総計206人の家長は、162人の「買戻し請負農(*redimált*)」と36人の「買戻し非請負農(*nem redimált*)」、そして8人の「羊飼い(juhászok)」が、カテゴリー別に記載されている⁵⁵⁾。この記載方法の変化は、1750年代になって確定する。

表

| 1738年 | | 1745年 | | 1748-49年 | | 1751年 | | 1758-59年 | | 1765-66年 | | 1772-73年 | |
|-------|-----|-------|-----|-------------|-----|-------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| 農民 | 96 | 農民 | 110 | 買戻し 請負農 | 162 | 買戻し農 | 113 | 買戻し農 | 127 | 買戻し農 | 160 | 買戻し農 | 169 |
| | | | | 買戻し 非請負農 | 36 | 未買戻し農 | 19 | | | 未買戻し農 | 50 | | |
| | | | | 羊飼い | 8 | 小屋住み | 10 | | | 小屋住み | 35 | | |
| 計 | 117 | 計 | 120 | 計 | 206 | 計 | 142 | 計 | 178 | 計 | 245 | 計 | 281 |

各家長による買戻し金支払いがほぼ終了していた1751年の徵稅簿では、家長総数142人は、113人の「買戻し農 (redemptus)」、19人の「未買戻し農 (irredemptus)」、そして10人の「小屋住み (inquillinus)」に分類され、この3分類のシステムはその後も1848年まで継続することになるのである⁵⁶⁾。

買戻しによって生じた社会変化は、1745年前後の階層移動をみるとさらに明らかである。1745年に小屋住みとして記載された10人のうち6人が、1748-49年の買戻し請負農の中に見出され（1人は非請負農、3人は同定不能）、さらにその6人は1758-59年の徵稅簿でも買戻し農として記載されている⁵⁷⁾。これらの人物は、買戻しを契機に家屋と農地を獲得して自立農となっていったということができるだろう。逆に、1751年の未買戻し農19人のうち、13人は1748-49年には買戻し請負農として記載されており（1人は非請負農、5人は同定不能）、さらに、買戻しが完了したのちの1758-59年には、11人が未買戻し農となっている（8人は同定不能）。これらの人物は、買戻し金の支払いを引き受けたものの完済することができず、未買戻し農としての身分がその後も継続していったものと思われる。

このように、1745年を境とした階層移動と固定化を含む変化を経て、ヤースクン管区では、「買戻し農」、「未買戻し農」、「小屋住み」という住民の3分類が形成された。これを管区としてはじめて定式化したのは、1752年の管区条例 (kerületi statutum) である。これによって「少なくとも20フォリントの買戻し金を支払っていない者は、買戻し農としては認められず、管区の通行証、特権を享受することはできない」と規定された⁵⁸⁾。すなわち、買戻し金を一程額以上支払った者、十全に請負額を支払うことのできなかつた者、まったく請け負わなかつた者はそれに対

応して身分を規定され、特権は第一の範疇である買戻し農に限定されるという方針がこの時点で明確になったのである。さらに、1762年の管区条例では、買戻し農地 (redempcionális föld) の世襲あるいは購入によって買戻し農としての身分も譲渡されることが明文化された⁵⁹⁾。また、買戻し農の特権には農地の優先購入権が含まれていたため、農地売買が限定されることで買戻し農の固定化が進展していく、1760年代以降の人口増は、買戻し農の数ではなく、未買戻し農の数を押し上げることになったのである⁶⁰⁾。

買戻し農の特権は経済的側面に限定されたものではない。町村長は買戻し農による選挙で毎年改選され、選出された者はほぼすべて富裕な買戻し農だった。また、欠員補充時にのみ行われた参事会員の選出も、参事会が指名した候補のなかから買戻し農による秘密投票で行われた。管区役人は、各町村参事会間の調整で選ばれ、管区集会は町村参事会の代表によって構成された⁶¹⁾。このように、初級・中級裁判権の扱い手であり、かつ農地売買の管理、税の配分などを行う町村参事会は買戻し農で占められた。さらには、全国議会への代議員を選出し、指示書を作成する権限をもつ管区集会を通じての国政への関与という政治システム全体が、買戻し農のみを有権者として構成されていったのである⁶²⁾。

1702年の売却による特権廃止と農奴化と、その後の軍事奉仕と中世の特権の「再発見」を媒介とした買戻しである1745年の特権の回復は、特権を享受する者としての買戻し農を、経済的、政治的に区別された身分として生成した。また特権は、いまや軍事奉仕という歴史的かつ現在的な意味を持つものから、それを「買戻した」ことから生じた農地と政治的権利の所有に、意味を変容させていったのである。

おわりに

キシュケン管区を対象に住民の自意識 (öntudat) の変容を分析したバーンキネー・モルナールは、18世紀の住民意識を構成する要素として、エトノス意識、歴史意識、特権意識、軍役意識、そして独自の自治組織を基盤とした意識をあげている⁶³⁾。18世紀前半の農奴化は、軍役の負担とケン人の中世特権の「再発見」を媒介として、これら5つの意識を融合させていった。エトノス意識の出現は、ケン語によって書かれたとされる「ケン主祷文 (Kun Miatyánk)」が1745年の買戻しに先立つ時期に登場し、教区学校での読み上げが普及していくことからも看取することができるが、これも軍役を柱とする中世特権回復運動のひとつの現れといえるだろう⁶⁴⁾。

買戻しを経て1750年代から進行していった住民内部の法的、経済的な分化、買戻し農と未買戻し農という分類の形成は、特権を農地所有と直結させたとともに、その担い手を限定していくことになった。すなわち、兵士としての過去は、特権の回復に寄与し、それにより農地の所有権を獲得した買戻し農のみと一体化することになるのである。

キシュケン管区の村セントミクローシュの書記が1798-99年ごろに書いた詩文が残されている⁶⁵⁾。175行からなるこの「ケン名録 (Kun Liszta)」は、村の歴史をモンゴル軍侵入から書き起こし、16世紀のフェルディナンド一世の戦役（オスマン帝国の侵入）まで筆をすすめたうえでこう記す。「住民は56家族となった／その後も去らず今でも住む／その名はこのケン名録に記される」。列挙された56家系の名は、その軍事的功績と合わせて語られる。「ここに記された者たちは眞のケン種族／その息子たちは三度武器をとって奉仕した」。この詩文を分析したイッレーシュ・バーリントによると、ここであげられた家系はいずれも詩文が作成された当時の買戻し農の家長のなかに見出されるという。

1794年に行われた軍事動員の際、キシュケン管区のマイシャ村では募兵にあたって1棹の軍旗を掲げた。その旗は、「ケンの旗 (Kun zászló)」、あるいは「買戻し農の旗 (redempcionális zászló)」と呼ばれ

た⁶⁶⁾。軍事奉仕と特権と買戻し農の一体化は、このように18世紀末においてひとつの完成体をみることになる。1745年以降の住民層の分化は、中世以来の軍事奉仕の由緒と農奴負担の買戻しによる自由農民身分の獲得という由緒を、買戻し農たちのなかで融合させ、占有させていったのである。

- 1) Szabó István, A parasztfalu önkormányzatának válsága az újkorban, In Idem., *Tanulmányok a parasztság történetéből*, Teleki Pál Intézet, Budapest, 1948, pp. 265-300; Sipra György szerk., *Tanulmányok a parasztság történetéhez Magyarországon 1711-1790*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1952; Szakály Ferenc, *Parasztvármegyék a XVII. és XVIII. században*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1969; Idem., Magyar intézmények a török hódoltságban, MTA Történettudomány Intézete, Budapest, 1997. 飯尾唯紀『近世ハンガリー農村社会の研究—宗教と社会秩序—』北海道大学出版会, 2008年。
- 2) たとえば, L. Gál Éva, *Az óbudai uradalom a Zichyék földesuraságába alatt 1659-1766*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1988; Rebecca Gates-Coon, *The Landed Estates of the Esterházy Princes: Hungary during the Reforms of Maria Theresa and Joseph II*, The John Hopkins Univ. Press, Baltimore/London, 1994; Szirácsik Éva, *A divényi uradalom gazdálkodása a Zichy hitbizomány első száz évében (1687-1787)*, Nógrád Megyei Levéltár, Salgótarján, 2005.
- 3) 最近の成果として Petercsák Tivadar, *Nemesi és paraszti közbirtokosság Heves megyében (XVIII-XX. század)*, Heves Megyei Múzeumi Szervezet, Eger, 2003; Radics Kálmán szerk., *Vármegyék és szabad kerületek I-II.*, Hajdú-Bihar Megyei Levéltár, Debrecen, 2001.
- 4) Takács Péter szerk., *A Dél-Nyírség és a Hortobágy-melléke parasztjainak vallomása 1772-ből*, Szabolcs-Szatmár Megyei Tanács, Nyíregyháza, 1998; Bársznyi István et al. szerk., *Az úrbérrendezés forrásai Bihar vármegyében, I-III. k.*, Erdély-Történet Alapítvány, Debrecen, 2001-2004; Horváth Zita szerk., *Paraszti vallomások Zalában, I-II. k.*, Zala Megyei Levéltár, Zalaegerszeg, 2001-2006など。
- 5) 拙稿「ハンガリーにおける町村結合と共通の記憶——18世紀および19世紀前半のエステルハーゼィ家デレチュケ所領——」『史学雑誌』第112編第6号, 2003年, 1-34頁。

- 6) Bánkiné Molnár Erzsébet, *Jászkunok a XVIII-XIX. században. Történelmi és néprajzi tanulmányok*, Csokonai Kiadó, Debrecen, 2002; Idem., *A jászkun autonómia*, Csongrád Megyei Levéltár, Szeged, 2005.
- 7) Bagi Gábor, Katonáskodás, katonai szolgálat a magyarországi jászoknál a XIII-XIX. században, *Tisicum: A Jász-Nagykun-Szolnok Megyei Múzeumok Évkönyve*, 8, 1993, pp. 247-266; Idem., Adalékok a katonaállítás eredményeihez és sajátosságaihoz a Jászkun Kerületben 1848/49-ben, *Zounuk*, 13, 1998, pp. 9-39; Botka János, A jogállás és a katonai szolgálat kapcsolata a kunok és jászok török hódítás előtti történetében, *Zounuk*, 11, 1996, pp. 65-101; Idem., A kun és jász népcsoporti jogok védelmezése a XVI. Század közepétől a Redemptióig, *Zounuk*, 14, 1999, pp. 9-55.
- 8) Ö. Kovács József, Szakál Aurél szerk., *Kiskunhalas története*, I-IV. k. Kiskunhalas Város Önkormányzata, Kiskunhalas, 2000-2003など。
- 9) Bánkiné Molnár E., Jász és kun, jászkun öntudat megnyilvánulásai a Kiskunságban. Etnikai tudat-privilegialis tudat, *Tisicum*, X. 1997, pp.13-27 (Idem., *Jászkunok a XVIII-XIX. században* に再録); Szabó László, A jász öntudat alakváltozatai, *Szolnok Megyei Múzeumok Évkönyve*, 1981, pp.129-145; Szilágyi Miklós, A nagykun öntudat, *Regio-Kisebbség, politika, társadalom*, 7(1), 1996, pp. 44-63.
- 10) Nora Berend, *At the Gate of Christendom: Jews, Muslims and 'Pagans' in Medieval Hungary, c. 1000-1300*, Cambridge UP, Cambridge/New York, 2001, pp. 68-73; Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, pp.15-17; 邦語では鈴木広和「中世ハンガリーのクマン人とラースロー四世」木村尚三郎編『学問への旅—ヨーロッパ中世—』山川出版社, 2000年, 78-96頁。
- 11) Bagi, Katonáskodás, pp. 247-248.
- 12) Botka, A jogállás és a katonai szolgálat, pp. 74-78.
- 13) 1279年6月と同年8月に出されたとされる2つの内容の異なる勅令からなるが、その信憑性をめぐる議論については、次章で触れる。
- 14) Botka, A jogállás és a katonai szolgálat, pp.97-98; Bánkiné Molnár, *Jászkunok*, pp. 9-11; Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, pp. 25-29.
- 15) Botka, A kun és jász népcsoporti jogok, pp. 12-17.
- 16) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, pp. 29-31.
- 17) *Ibid.*, p. 33.
- 18) たとえば、Botka, A kun és jász népcsoporti jogok, p. 33.
- 19) Fodor Ferenc, *A Jászság életrajza*, Szent István tárca, Budapest, 1942.
- 20) Kocsis Gyula, *A Jászság társadalma, népessége, gazdálkodása a XVI-XVII. században*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 2005, pp. 50-80.
- 21) Bánkiné Molnár Erzsébet, Kiskunfélegyháza újratelepítőinek 1744. évi lajstroma, *Szolnok Megyei Múzeumok Évkönyve*, 1991, pp. 123-128.
- 22) Kocsis, *op.cit.*, p. 70.
- 23) Kocsis, *op.cit.*, p. 116. これは穀物生産だけでなく、牛・羊の牧畜についても当てはまる。また、ヤースケン管区に隣接したケチケメートの羊飼育が三分割期に興隆したことは戸谷浩によって明らかにされている。戸谷浩『ハンガリーの市場町—羊を通して眺めた近世の社会と文化—』彩流社, 1998年。
- 24) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 32.
- 25) *Ibid.*, p. 35.
- 26) *Ibid.*, pp. 36-38; Kiss József, Küzdelem a jászkun-sági pusztákért a Német Lovagrend uralmának első évtizedeiben (1702-1720), *Agrártörténeti Szemle*, 15, 1973, pp. 393-394.
- 27) Kiss József, *A Pesti Invalidus Ház jászkunsági földesurasága 1731-1745*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1992, pp. 34-78.
- 28) ヤースベレーニでは、小屋住み (zsellér) を含めて、町役人選出集会への出席が義務づけられていた。Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 42.
- 29) Kiss, *A Pesti Invalidus Ház*, pp. 163-195.
- 30) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 37.
- 31) Kiss, *A Pesti Invalidus Ház*, pp. 204-207.
- 32) *Ibid.*, pp. 101-105.
- 33) 前掲拙稿。
- 34) Kiss, *A Pesti Invalidus Ház*, p. 225.
- 35) *Ibid.*, pp. 224-254; Botka, A kun és jász népcsoporti jogok, pp. 37-44.
- 36) Botka, A kun és jász népcsoporti jogok, p. 39.
- 37) Kolozsvári Sándor; Óvári Kelemen szerk., *Magyar Törvénytár 1657-1740*, Franklin Társulat, Budapest, 1900, pp. 466-468.
- 38) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 40.
- 39) *Ibid.*, p. 17.
- 40) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, pp. 19-20.
- 41) Krings Miklós, Kun és jász társadalomelemek a középkorban, *Századok*, 66, 1932, pp. 38-40.
- 42) Berend Nóna, Az 1279-i „Kun Törvények” szövege és keletkezési körülményei, In Bánkiné Molnár

- Erzsébet et al. szerk., *A Jászkunság kutatása. Tudományos konferencia a Kiskun Múzeumban*, Jász Múzeumért Alapítvány, Jászberény/Kiskunfélegyháza, 2002, pp. 147–151.
- 43) *Ibid.*, p. 150.
- 44) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, pp. 11–12.
ただ、彼女は「第二法令」を中世の「ヤースクン特権の基盤」として位置づけてもいる。
- 45) ハンガリー・ペシュト県文書館キシュケンラツハーザ市文書でも、1681年の免税特権、1745年の買戻し特許状などと並んで、「中世文書」としては唯一この「クン第二法令」の写しが保存されている。Pest Megyei Levéltár (PML), V/102.b. Kiskunlacháza Mezőváros Tanácsának iratai, 8. d. Caps. K. fasc. 1. No. 8.
- 46) Botka, A kun és jász népcsoporti jogok, pp. 41–45; Bagi, Katonáskodás, p. 252.
- 47) PML.V/102.b. 8. d. Caps. K. fasc. 1. No. 9.
- 48) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 51.
- 49) PML.V/102.b. 8. d. Caps. K. fasc. 3. No. 6.
- 50) PML.V/102.b. 8. d. Caps. K. fasc. 3. No. 15–16.
- 51) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 57.
- 52) *Ibid.*, pp. 54–55.
- 53) *Ibid.*, pp. 71–108.
- 54) PML.V/102.b. 5. d. Caps. E. fasc. 3. No. 7.
- 55) PML.V/102.b. 5. d. Caps. E. fasc. 3. No. 11.
- 56) PML.V/102.b. 5. d. Caps. E. fasc. 3. No. 13.
- 57) PML.V/102.b. 5. d. Caps. E. fasc. 3. No. 21.
- 58) Bánkiné Molnár, *A jászkun autonómia*, p. 58.
- 59) *Ibid.*, p. 60.
- 60) *Ibid.*, pp. 71–108.
- 61) *Ibid.*, pp. 109–118.
- 62) *Ibid.*; Örsi Julianna, A jászkun törvények megvalósulása a minden napjai gyakorlatban, *Zounuk*, 10, 1995, pp. 87–107; Bagi G., *A Jászkun kerület és a reformországgylesek*, A Jász-Nagykun-Szolnok Megyei Múzeum, Szolnok, 1991.
- 63) Bánkiné Molnár, Jász és kun, jászkun öntudat megnyilvánulásai, pp. 14–15.
- 64) *Ibid.*; Szilágyi, *op.cit.*
- 65) Illyés Bálint, „De jól esett annak dolga, ki Sz. Miklóson lakhatik“. XVIII. Századi helyi kéziratok, A kunszentmiklósi „Egyetértés“ Mg. Tsz., Kunszentmiklós, 1980, pp. 20–21; Bánkiné Molnár, Jász és kun, jászkun öntudat megnyilvánulásai, pp. 25–26.
- 66) Bánkiné Molnár, Jász és kun, jászkun öntudat megnyilvánulásai, p. 16.